

## 選定療養費について

### ◆選定療養費とは

選定療養費とは、病床数が200床以上の病院において、診療費とは別に患者さんにご負担いただく費用のことで、「初期の治療は地域の医院・診療所などで、高度・専門的医療は病院（200床以上）で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省（国）により制定されたものです。

当院は200床以上の地域医療支援病院であり、他の医療機関からの紹介状なく当院に受診された場合、医療費とは別にこの選定療養費を徴収することが義務化されています。

### ◆対象者の方と料金について

<初診時選定療養費 7,700円>

- ・他の医療機関からの紹介状を持参されない初診の方
- ・過去に受診歴があっても、医師が医学的に初診と判断した場合で、紹介状を持参されていない方

<再診時選定療養費 3,300円>

- ・病状が安定した方で、主治医がかかりつけ医へ紹介したにもかかわらず、引き続き当院を受診した方

### ◆選定療養費対象外の方

- ・かかりつけ医からの紹介状を持参された方
- ・救急車で搬送された方
- ・夜間、休日に救急外来を受診された方
- ・生活保護による医療扶助の対象となる方
- ・各種公費負担制度（一部除く）の受給対象の方
- ・災害により被害を受けた方
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方
- ・特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方
- ・当院の他の診療科を受診中で、院内紹介にて受診する方

等